| 新 | 旧 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 限度額設定型貿易保険約款  平成15年４月１日　03-制度-00017  沿革　平成16年１月５日　一部改正  平成16年４月１日　一部改正  平成17年３月29日　一部改正  平成17年９月16日　一部改正  平成18年12月27日　一部改正  平成19年２月16日　一部改正  平成20年２月22日　一部改正  第１章　総　則  （この約款の内容）  第１条　この約款は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく普通輸出保険、輸出代金保険及び仲介貿易保険（以下「普通輸出保険等」という。）のうち、あらかじめ設定されたてん補責任の限度額の範囲内で、被保険者が受ける損失をてん補する普通輸出保険等の保険約款とする。  　　　第２章　てん補の範囲  （保険関係の成立）  第２条　被保険者が、保険契約の締結の日の属する月の１日から１年の間（以下「保険関係成立期間中」という。）に輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）を締結した場合において、輸出契約等の締結の日の属する月の翌月末日までにその旨を独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に通知したときは、当該通知に係る保険金額の累計額が、この証券記載の引受保険金額上限額（保険関係成立期間中に増額が行われた場合には、増額後の金額）に達するまで、その通知に係る輸出契約等につき日本貿易保険と保険契約者との間に輸出契約等の締結の日にさかのぼって、保険関係が成立するものとする。  ２　前項の規定による通知は、日本貿易保険に書面でしなければならない。  （てん補危険）  第３条　日本貿易保険は、次の各号の損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。  一　被保険者が、次条第１号から第13号までのいずれかに該当する事由によって、保険関係の成立した輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売（貨物を船積することをいう。ただし、船積前に貨物を輸出契約等の相手方に引き渡すべきときは、その引き渡しをすることをいう。以下同じ。）することができなくなったこと（次条第１号、第２号又は第８号のイ若しくはニのいずれかに該当する事由が生じたため輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売が著しく困難となったと認められる場合において、輸出契約等で定める船積期日から２月を経過した日まで輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物を販売することができなかったことを含む。）により受ける損失。ただし、次条第１号又は第３号から第９号までのいずれかに該当する事由であって、仲介貿易貨物の船積国において生じた事由により受ける損失を除く。  二　被保険者が、保険関係の成立した輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売した場合において、次条第１号から第９号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由によって当該輸出貨物又は仲介貿易貨物の代金を回収することができないことにより受ける損失。  三　被保険者が、保険関係の成立した輸出契約等に基づいて技術の提供又はこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）を開始し、当該技術等の提供の対価が当該契約の当事者間で確認されている場合において、次条第１号から第９号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由によって当該対価を回収することができないことにより受ける損失。  （てん補事由）  第４条　 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。  　一　外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。）の制限又は禁止  　二　仕向国において実施される輸入の制限又は禁止  　三　政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は支払国に起因する外貨送金遅延  四　為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定  五　外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用  六　外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定  七　国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁  八　本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由  イ　戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ  ロ　暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害  ハ　原子力事故  ニ　輸送の途絶  九　前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由（保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期限により輸入許可が効力を失ったことを除く。）であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの  十　外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）による輸出の制限若しくは禁止（同法第25条の２又は第53条の規定による禁止を除く。）又は仲介貿易貨物の販売の制限若しくは禁止（同法第25条の２の規定による禁止を除く。）  十一　輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと（被保険者の責めに帰することができない場合に限る。）。  イ　相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更（当該変更に伴う被保険者の改造等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。）の申込みがあったこと。  ロ　相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき１年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと。  ハ　輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき１年以上の支払遅延があったこと。  ニ　その他イからハまでに準ずる事実があったこと。  十二　輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）  十三　輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由（支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）  十四　輸出契約等の相手方の３月以上の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）  （保険価額及び保険金額）  第５条　保険価額は、輸出契約等に基づく代金又は対価（以下「代金等」という。ただし、二以上の時期に分割して代金等の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金等の部分。）の額とし、保険金額は保険価額に100分の90を乗じて得た額とする。  第３章　損失額及びてん補責任額  （損失額）  第６条　第３条第１号のてん補危険の損失の額は、保険価額のうち、被保険者が第４条第１号から第13号までのいずれかに該当する事由により輸出することができなくなった輸出貨物又は販売することができなくなった仲介貿易貨物（第４条第１号、第２号又は第８号のイ若しくはニのいずれかに該当する事由が生じたため輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売が著しく困難となったと認められる場合において、輸出契約等で定める船積期日から２月を経過した日まで当該貨物を輸出することができなかった輸出貨物及び販売することができなかった仲介貿易貨物を含む。）の輸出契約等に基づく代金の額から次条各号の金額を控除した残額をいう。  ２　第３条第２号又は第３号のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、第４条第１号から第９号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限（第４条第14号に該当する事由によるときは、決済期限から３月を経過した時）までに回収することができない代金等の額から次条各号（第４号を除く。）の金額を控除した残額をいう。  （損失額算出上控除する金額）  第７条　前条各項の規定により控除すべき金額は、次の各号に掲げる金額とする。  一　被保険者が第17条第１項の規定による輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の処分により取得した金額又は取得し得べき金額からその処分に要した費用又は要すべき費用を控除した残額（被保険者が輸出不能となった輸出貨物又は販売不能となった仲介貿易貨物を処分していない場合は、輸出又は販売不能となった日から２月を経過した日における当該貨物の評価額から当該期間に当該貨物の保存のために要した合理的な費用を控除した残額）  二　前号に掲げるもののほか、被保険者が同条第１項又は第２項の規定による損失の防止軽減義務を履行するため、賠償請求権又は保証債務履行請求権の行使その他一切の合理的措置を講ずることにより取得した金額又は取得し得べき金額（延滞利息を除く。）から、当該金額を上限としてその履行のために要した費用又は要すべき費用を控除した残額（供給契約の解除、解約その他これらに準ずる措置を講ずることにより、供給契約に基づく貨物の引き渡しがなされない場合においては、供給契約に基づく貨物の代金の額から違約金、手附、損害賠償その他被保険者が当該解除等を行うために供給契約の相手方に支払った金額又は支払うべき金額を控除した残額）  三　前２号に掲げるもののほか、第３条の規定に基づき日本貿易保険がてん補する責に任ずる事由の発生により、被保険者が支出を要しなくなった金額  四　被保険者が輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売により取得すべきであった利益（当該貨物に係る部分に限る。）の額  （てん補責任額）  第８条　日本貿易保険がてん補すべき額は、前２条の規定に基づき算出した損失額から次の各号に掲げる額を控除した残額を基礎として次項に基づき算出された額とする。ただし、この証券記載の輸出契約等の相手方ごとのてん補責任の限度額（以下「保険金支払限度額」という。）の範囲内とする。  一　被保険者が第17条第１項又は第２項の規定による義務の履行を怠った場合、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額又は賠償若しくは保証債務の履行を受けることができたと認められる金額  二　日本貿易保険が第14条の規定に基づき、被保険者に指示をした場合において、被保険者が当該指示に従わなかったことにより拡大したと認められる損失額  ２　前項に規定する算出された額とは次の各号に定めるとおりとする。  一　第３条第１号のてん補危険においては、前項に規定する残額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。  二　第３条第２号及び第３号のてん補危険においては、前項に規定する残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。  ３　保険金の支払については、原則として次の各号の順とする。  一　第３条第２号又は第３号に係る保険金の支払い（二以上の保険金支払いに係る債権がある場合には、決済期限が到来した順とし、決済期限が同日の場合は当該債権の額が大きい順とする。）  二　第３条第１号の保険金の支払い（二以上の保険金支払いに係る債権がある場合には当該債権に係る輸出契約等の締結の日の順とする。）  ４　前３項の規定により計算される支払うべき保険金の額が、保険金支払限度額から既に支払った保険金の額及び支払うこととした保険金の額の合計を控除した額（以下「支払可能額」という。）を超えることとなった場合には、支払可能額を限度として保険金を支払う。  ５　保険関係成立期間中に保険金支払限度額の増額が行われた場合は、保険金支払限度額を増額する前に保険関係が成立した輸出契約等（保険金支払限度額の増額が行われた日の属する月の１日より前に締結した輸出契約等）についての保険金の支払は、保険金支払限度額の増額が行われる前の支払可能額の範囲内とし、保険金支払限度額の増額が行われた後に保険関係が成立した輸出契約等（保険金支払限度額の増額が行われた日の属する月の１日以降に締結した輸出契約等）についての保険金の支払は、増額が行われた後の支払可能額の範囲内とする。ただし、支払い得る保険金の額は、増額後の保険金支払限度額（既に支払った保険金及び支払うこととした保険金がある場合には、当該保険金の合計額相当額を控除した額）を上限とする。  ６　この保険契約と被保険者及び証券記載の輸出契約等の相手方を同じくするこの約款に基づく別の保険契約が存在する場合には、日本貿易保険が支払う保険金の合計額は、この保険契約及び当該他の保険契約のそれぞれに係る証券記載の保険金支払限度額（保険関係成立期間中に増額が行われた場合には、増額後の金額をいう。）のうちいずれか大きい額の範囲内とする。この場合の保険金支払の順序は、各保険契約を通じて第３項に定めるところによる。  第９条～第11条　（省略）  （保険期間）  第12条　日本貿易保険の保険責任の開始日は、次の各号のとおりとする。  一　第３条第１号のてん補危険の場合にあっては、保険関係の成立した日  二　第３条第２号のてん補危険の場合にあっては、輸出契約等に基づき輸出貨物等の輸出若しくは販売を行った日  三　第３条第３号のてん補危険の場合にあっては、対価の確認の日  ２　日本貿易保険の保険責任の終了日は、次の各号のとおりとする。  一 第３条第１号のてん補危険の場合にあっては、前項第２号に定める日の前日  二　第３条第２号又は第３号のてん補危険の場合にあっては、輸出契約等において定められた決済期限  第13条～第19条　（省略）  （告知義務違反）  第20条　保険契約締結又は保険金支払限度額の増額の当時、保険契約者又は被保険者が損失を受けるおそれのある重要な事実のあることについて、故意又は過失によって、日本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたときは、日本貿易保険は、保険契約を解除することができる。  ２　前項の規定による解除権は、日本貿易保険が解除の原因を知った日から２月間行使しないときは、消滅する。  ３　被保険者に損失が発生した後に日本貿易保険が第１項に基づいて保険契約を解除した場合においても、日本貿易保険は当該損失をてん補する責めに任じない。ただし、当該損失が、第１項に規定する損失を受けるおそれのある重要な事実に基づいて発生したものではない場合は、この限りでない。  　　（以下、省略）  　　　附　　則  　この約款は、平成15年４月１日から施行する。  　　　附　　則  　この改正は、平成16年１月５日から実施する。  　　　附　　則  　この改正は、平成16年４月１日から実施する。  　　　附　　則  　この改正は、平成17年４月１日から実施する。  　　　附　　則  　この改正は、平成17年10月１日から実施する。  　　　附　　則  　この改正は、平成19年１月１日から実施する。  　　　附　　則  　１．この改正は、平成19年４月１日から実施する。  　２．第８条第５項の「この約款」は、限度額設定型貿易保険（製造業用）約款（以下「旧約款」という。）を含むものとし、「この約款」が旧約款である場合の保険金支払順序は、同項の規定にかかわらず旧約款による支払を優先するものとする。  　　　附　　則  この改正は、平成20年４月１日から実施する。 | 限度額設定型貿易保険約款  平成15年４月１日　03-制度-00017  沿革　平成16年１月５日　一部改正  平成16年４月１日　一部改正  平成17年３月29日　一部改正  平成17年９月16日　一部改正  平成18年12月27日　一部改正  平成19年２月16日　一部改正  第１章　総　則  （この約款の内容）  第１条　この約款は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく普通輸出保険、輸出代金保険及び仲介貿易保険（以下「普通輸出保険等」という。）のうち、あらかじめ設定されたてん補責任の限度額の範囲内で、被保険者が受ける損失をてん補する普通輸出保険等の保険約款とする。  　　　第２章　てん補の範囲  （保険関係の成立）  第２条　被保険者が、保険契約の締結の日の属する月の１日から１年の間に輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）を締結した場合において、輸出契約等の締結の日の属する月の翌月末日までにその旨を独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に通知したときは、当該通知に係る保険金額の累計額が、この証券記載の引受保険金額上限額に達するまで、その通知に係る輸出契約等につき日本貿易保険と保険契約者との間に輸出契約等の締結の日にさかのぼって、保険関係が成立するものとする。  ２　前項の規定による通知は、日本貿易保険に書面でしなければならない。  （てん補危険）  第３条　日本貿易保険は、次の各号の損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。  一　被保険者が、次条第１号から第13号までのいずれかに該当する事由によって、保険関係の成立した輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売（貨物を船積することをいう。ただし、船積前に貨物を輸出契約等の相手方に引き渡すべきときは、その引き渡しをすることをいう。以下同じ。）することができなくなったこと（次条第１号、第２号又は第８号のイ若しくはニのいずれかに該当する事由が生じたため輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売が著しく困難となったと認められる場合において、輸出契約等で定める船積期日から２月を経過した日まで輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物を販売することができなかったことを含む。）により受ける損失。ただし、次条第１号又は第３号から第９号までのいずれかに該当する事由であって、仲介貿易貨物の船積国において生じた事由により受ける損失を除く。  二　被保険者が、保険関係の成立した輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売した場合において、次条第１号から第９号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由によって当該輸出貨物又は仲介貿易貨物の代金を回収することができないことにより受ける損失。  三　被保険者が、保険関係の成立した輸出契約等に基づいて技術の提供又はこれに伴う労務の提供「以下「技術等の提供」という。）を開始し、当該技術等の提供の対価が当該契約の当事者間で確認されている場合において、次条第１号から第９号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由によって当該対価を回収することができないことにより受ける損失。  （てん補事由）  第４条　 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。  　一　外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。）の制限又は禁止  　二　仕向国において実施される輸入の制限又は禁止  　三　政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は支払国に起因する外貨送金遅延  四　為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定  五　外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用  六　外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定  七　国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁  八　本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由  イ　戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ  ロ　暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害  ハ　原子力事故  ニ　輸送の途絶  九　前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由（保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期限により輸入許可が効力を失ったことを除く。）であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの  十　外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）による輸出の制限若しくは禁止（同法第25条の２又は第53条の規定による禁止を除く。）又は仲介貿易貨物の販売の制限若しくは禁止（同法第25条の２の規定による禁止を除く。）  十一　輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと（被保険者の責めに帰することができない場合に限る。）。  イ　相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更（当該変更に伴う被保険者の改造等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。）の申込みがあったこと。  ロ　相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき１年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと。  ハ　輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき１年以上の支払遅延があったこと。  ニ　その他イからハまでに準ずる事実があったこと。  十二　輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）  十三　輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由（支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）  十四　輸出契約等の相手方の３月以上の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）  （保険価額及び保険金額）  第５条　保険価額は、輸出契約等に基づく代金又は対価（以下「代金等」という。ただし、二以上の時期に分割して代金等の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金等の部分。）の額とし、保険金額は保険価額に100分の90を乗じて得た額とする。  第３章　損失額及びてん補責任額  （損失額）  第６条　第３条第１号のてん補危険の損失の額は、保険価額のうち、被保険者が第４条第１号から第13号までのいずれかに該当する事由により輸出することができなくなった輸出貨物又は販売することができなくなった仲介貿易貨物（第４条第１号、第２号又は第８号のイ若しくはニのいずれかに該当する事由が生じたため輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売が著しく困難となったと認められる場合において、輸出契約等で定める船積期日から２月を経過した日まで当該貨物を輸出することができなかった輸出貨物及び販売することができなかった仲介貿易貨物を含む。）の輸出契約等に基づく代金の額から次条各号の金額を控除した残額をいう。  ２　第３条第２号又は第３号のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、第４条第１号から第９号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限（第４条第14号に該当する事由によるときは、決済期限から３月を経過した時）までに回収することができない代金等の額から次条各号（第４号を除く。）の金額を控除した残額をいう。  （損失額算出上控除する金額）  第７条　前条各項の規定により控除すべき金額は、次の各号に掲げる金額とする。  一　被保険者が第17条第１項の規定による輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の処分により取得した金額又は取得し得べき金額からその処分に要した費用又は要すべき費用を控除した残額（被保険者が輸出不能となった輸出貨物又は販売不能となった仲介貿易貨物を処分していない場合は、輸出又は販売不能となった日から２月を経過した日における当該貨物の評価額から当該期間に当該貨物の保存のために要した合理的な費用を控除した残額）  二　前号に掲げるもののほか、被保険者が同条第１項又は第２項の規定による損失の防止軽減義務を履行するため、賠償請求権又は保証債務履行請求権の行使その他一切の合理的措置を講ずることにより取得した金額又は取得し得べき金額（延滞利息を除く。）から、当該金額を上限としてその履行のために要した費用又は要すべき費用を控除した残額（供給契約の解除、解約その他これらに準ずる措置を講ずることにより、供給契約に基づく貨物の引き渡しがなされない場合においては、供給契約に基づく貨物の代金の額から違約金、手附、損害賠償その他被保険者が当該解除等を行うために供給契約の相手方に支払った金額又は支払うべき金額を控除した残額）  三　前２号に掲げるもののほか、第３条の規定に基づき日本貿易保険がてん補する責に任ずる事由の発生により、被保険者が支出を要しなくなった金額  四　被保険者が輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売により取得すべきであった利益（当該貨物に係る部分に限る。）の額  （てん補責任額）  第８条　日本貿易保険がてん補すべき額は、前２条の規定に基づき算出した損失額から次の各号に掲げる額を控除した残額を基礎として次項に基づき算出された額とする。ただし、この証券記載の輸出契約等の相手方ごとのてん補責任の限度額（以下「保険金支払限度額」という。）の範囲内とする。  一　被保険者が第17条第１項又は第２項の規定による義務の履行を怠った場合、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額又は賠償若しくは保証債務の履行を受けることができたと認められる金額  二　日本貿易保険が第14条の規定に基づき、被保険者に指示をした場合において、被保険者が当該指示に従わなかったことにより拡大したと認められる損失額  ２　前項に規定する算出された額とは次の各号に定めるとおりとする。  一　第３条第１号のてん補危険においては、前項に規定する残額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。  二　第３条第２号及び第３号のてん補危険においては、前項に規定する残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。  ３　保険金の支払については、原則として次の各号の順とする。  一　第３条第２号又は第３号に係る保険金の支払い（二以上の保険金支払いに係る債権がある場合には、決済期限が到来した順とし、決済期限が同日の場合は当該債権の額が大きい順とする。）  二　第３条第１号の保険金の支払い（二以上の保険金支払いに係る債権がある場合には当該債権に係る輸出契約等の締結の日の順とする。）  ４　前３項の規定により計算される支払うべき保険金の額が、保険金支払限度額から既に支払った保険金の額及び支払うこととした保険金の額の合計を控除した額（以下「支払可能額」という。）を超えることとなった場合には、支払可能額を限度として保険金を支払う。  ５　この保険契約と被保険者及び証券記載の輸出契約等の相手方を同じくするこの約款に基づく別の保険契約が存在する場合には、日本貿易保険が支払う保険金の合計額は、この保険契約及び当該他の保険契約のそれぞれに係る証券記載の保険金支払限度額のうちいずれか大きい額の範囲内とする。この場合の保険金支払の順序は、各保険契約を通じて第３項に定めるところによる。  第９条～第11条　（省略）  （保険期間）  第12条　日本貿易保険の保険責任の開始日は、次の各号のとおりとする。  一　第３条第１号のてん補危険の場合にあっては、保険関係の成立した日  二　第３条第２号のてん補危険の場合にあっては、輸出契約等に基づき輸出貨物等の輸出若しくは販売を行った日又は保険契約の締結を行った日のいずれか遅い日  三　第３条第３号のてん補危険の場合にあっては、対価の確認の日又は保険契約の締結を行った日のいずれか遅い日  ２　日本貿易保険の保険責任の終了日は、次の各号のとおりとする。  一 第３条第１号のてん補危険の場合にあっては、前項第２号に定める日の前日  二　第３条第２号又は第３号のてん補危険の場合にあっては、輸出契約等において定められた決済期限  第13条～第19条　（省略）  （告知義務違反）  第20条　保険契約締結の当時、保険契約者又は被保険者が損失を受けるおそれのある重要な事実のあることについて、故意又は過失によって、日本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたときは、日本貿易保険は、保険契約を解除することができる。  ２　前項の規定による解除権は、日本貿易保険が解除の原因を知った日から２月間行使しないときは、消滅する。  ３　被保険者に損失が発生した後に日本貿易保険が第１項に基づいて保険契約を解除した場合においても、日本貿易保険は当該損失をてん補する責めに任じない。ただし、当該損失が、第１項に規定する損失を受けるおそれのある重要な事実に基づいて発生したものではない場合は、この限りでない。  　　（以下、省略）  　　　附　　則  　この約款は、平成15年４月１日から施行する。  　　　附　　則  　この改正は、平成16年１月５日から実施する。  　　　附　　則  　この改正は、平成16年４月１日から実施する。  　　　附　　則  　この改正は、平成17年４月１日から実施する。  　　　附　　則  　この改正は、平成17年10月１日から実施する。  　　　附　　則  　この改正は、平成19年１月１日から実施する。  　　　附　　則  　１．この改正は、平成19年４月１日から実施する。  　２．第８条第５項の「この約款」は、限度額設定型貿易保険（製造業用）約款（以下「旧約款」という。）を含むものとし、「この約款」が旧約款である場合の保険金支払順序は、同項の規定にかかわらず旧約款による支払を優先するものとする。 |  |